

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還） 37

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43835

中統
王往
毛

ソカ
外務省
次長
官房
総務
次長
宣伝部
機密人電
書文会議
主計部
参謀企
外務大臣
領事
移動
長官
ア
参事中東
長
北二西
参
北北保
中南青
参一
欧
参西東洋
長
近
参書近ア
次總經國
長
参質總二
參政技二
國一理
参
參政經科
長
軍社專
青長文
長
参道内外
一一

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

電信写

4.27

総番号(TA) 53126
70年10月26日15時35分 沖縄 主管
70年10月26日18時12分 本省 発着 来丸/

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

防衛施設庁調査団

第480号 略 至急

往電第466号に関し

半と行合せられ

施設庁調査団(28日出発)に対しては、26日現在プレスより会見の申込みはないが、右に備え26日ドウザキ团长と打合せた応答要領下記の通り。

1. 本年3月の第一次調査においては、米軍はじめ現地関係機関の協力により軍用地に関する各種の制度、数量、使用形態等の概況をはあくすることが出来たので、今回は本島にある米軍の個々の施設につきその状況を調査した。在ちゆう米軍基地は、本土復帰の場合地位協定に基づき改めて米軍に提供されることとなるが、日本政府としては地位協定上の諸手続きが円かつに実施されることを念願しており、今回はそのための基礎資料を米軍ならびに現地各関係機関の協力により入手することが出来たと考えている。

2. (具体的な作業についてのあり得べき質問に対し)

米軍用地の状況及び境界を米軍手持ちの資料により確認した。また、資料によつては、はつきりしない特定のか所に

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

電信写

ついては米軍の案内により現地において確認した。また、現行の軍用地に関する契約実態ならびにその内容について具体的な事実を調査し資料等を入手した。

3. (資料の公表についてのあり得べき質問に対し)

調査収集した資料は本土に持帰った上更に詳細な分せきを要するものであり、公表する考えは持っていない。また公表すべきでもないと考えている。

4. 米軍は、資料の提供、ヘリコプター及び車の提供等十分便さを図ってくれた。好意的であつたと思う。特に、地区工兵隊においては全面的な協力が得られたので本調査の所期の目的は達することが出来たものと考えている。

5. (報告書の提出についてのあり得べき質問に対し)

今回の調査は、実際放擧における個々の資料であり、施設庁内の討議資料にはなるが、特に調査報告書として提出すべきものとは考えていない。

6. (関係団体との接觸についてのあり得べき質問に対し)

軍用地地主連合会の幹部と会つていろいろな要望をちょう取した。これらの要望事項は、現在政府部内において慎重に検討している問題なので今回は「要望として」ちょう取り。今後の検討において連合会側の立場は十分配慮して行きたいと考える。(了)

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信寫

大政事務次官
儀典房
長官審察總人電厚計
儀會文會始

參調企
參領移

防衛施設庁調査団の記者会見（報道振り返り）

第510号 平

往電第480号に關し

調査団が東京において行なった 30 日の記者会見に関する

3/日朝現地紙の東京電としての報道振り次の通り。

ノ。タイムスは第ノ画に「地盤、境界がしよう点」との見出しを掲げ、ドウサキ團長は次の通り述べたとしている。

(1) 軍用地の契約更新にそなえて賃借料の算定及び基地の境界線の明確化が今後の復帰作業のがん目である。

(2) 現地の軍用地の地図は小字図が基礎となつてゐるが、現状では境界を明らかにするには不十分なので土地調査の成果を見合わせて慎重に検討する必要がある。

(3) 地主連合会との意見交換では現行地料の値上げ、価値増大の制限を受けている土地の適正評過及び基地の密度がいちじるしく高いおきなわの特殊事情の考慮の3点が強調されたが、これに対してはなるべく地主の納得のいく線で検討したい。

(4) 調査には地区工兵隊がよく協力し、資料を入手した。

DFAP M 07
ONTARIO

三

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信寫

これらの資料をもとに賃借料の本土との比較、今後の算定、境界の明確化等の作業を行ない。来年1月再び調査団を出して細かな基礎資料をそろえる。

2. 新報は第2面に「調査結果公表せぬ。来月報告書のまとめ」との見出して、概ね同様の報道を行なつてゐるが、その中で「施設庁の来年度予算に要求している準備事務所に備えるため調査結果を年内にまとめる考えであるが、おきなわ側が望んでいる軍用地の実態については外交上の配慮及び地主をしげきしないため代表しない方針であり。何の為の調査かという批判が出るものと予想される」とコメントを付している。

(了)

— 2 —

(回覧番号) 外務省電信案(分類)

機密表示(極秘・秘の朱印)	符号表示 暗略	平	※ 総第 28094 号
SW	※ 第 287 号		※ 昭和 年月日時 分発 NOV 28 17.22
大至急・至急		普通・LTF	※ 発電係 1/2

夫田 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長 協議先	主管 アメリカ局長 参事官 北米支局長 安全保障課長 条約課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和 45年 11月 28日 起案者 電話番号 加藤 447
<p>高瀬 大使 临时代理大使 在沖縄</p> <p>あて 外務大臣 発 総領事 代理</p> <p>牛込 大使 临时代理大使 在米 総領事 代理</p> <p>件名 与儀カソリンタンクの内放火に因る報道</p> <p>26日付沖縄タイムス朝刊1面、フィリピン正午1面、那覇 市より、同市内某用地内放火の空爆に對し、「与儀 カソリンタンク地域は内放火する用意か否か」と 答えて旨報じるところ、国会開会中のニセコート あり、在沖内閣、背景等詳査の上、関連情報</p>		

GB-1

2
を併せ、貢見とともに電気T=11。
米に転電(T=)。

(?)

外務省

GB-3

ソヒ
カヒ
外政事務官
務務次官
典房

巨官官審審長
儀人電厚計
儀書文会官給
賃

國資長
領移
參領族移
長

ア 参地中東
長 東二
米 参北北保
中 南二
南 参西東洋
長 西二

近 参書近ア
ア長
經 次總經國方
長 參貿統三
經 參政技二
協 国一理
條 參條協規
長 国
國 參政經科
長 軍社專
情 參道内外
文 長
一一

注 意

- 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 59435
70年1月1日11時05分 沖縄主管
70年1月1日14時12分 本省発着 米北1

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

ヨギ。ガソリンタンクの開放

第592号 略 至急

貴電米北/第287号に関し

1. 民政府コバヤシ涉外局次長は、30日三木に対し、フェアリー民政官は、25日のナハ市長との会談において、「市民に対する危険性を取り除く上からも問題のガソリンタンクを撤去したいが、これに代替する設備のための予算のうち打ちがないので、予算措置を講じてから撤去する

ようにしたい(DESIRE TO RELEASE)」

と語つたのが事実であり、この点従来の民政府見解と変化はなく、タイムスの報道は事実を必ずしも正しく伝えていない旨内話した趣。

2. 他方、イナミネ、ナハ市助役が30日ニツタに対し、「10月ころより民政府から、ナハ市側の再三の要望に応えて市長あてに書簡が送付されて来ており、右書簡の内容は上記報道と略々きを一にしているように自分には思える。市側としても、如何にして予算措置を講ずるかという点が問題であると了解しており、開放する用意のあることは

外務省

306

注 意

- 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

間違いないと思う」旨述べた由。

3. ちなみに10月13日赤務官が往訪のクズミ(安保研修会)に対し「マチナト生きよ地区の返かんは考慮していないが、ヨギのタンク地域の開放は、これより困難性は小さい」と述べた事実(往信第216号参照)にも照らして、米側としては予算措置をうらづけとする移転ないし返かんの原則の方針を打出しているものの、財政的な内部事情等の理由により、いかなる時点でこれを行なうかについては決定に至らない実情であると判断される。関連情報更に追電すべきも取りあえず。

(了)

-2-

外務省

ソカヒ

大政事外外儀官

務務典房

次次

臣官官審審長長

能總人電厚計

儀書文會營給

國資長領移長

參調析企

外務大臣殿

參領旅移

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

電信写

159

總番号(TA) 63257
70年12月22日18時50分 沖縄主管
70年12月21日21時27分 発着米北/

外務大臣殿 高瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理

在ちゆう米軍基地の再編及び解雇計画の発表に対する反響

第718号 平

貴電米北/合第6020号に関し

1. 半務官府は21日午後5時標記計画を発表し。22日付当地各紙朝刊は第1面トップに「軍雇用員3千人を解雇、大規模の基地再編、軍用地120万つばも開放」(タイムス)「米軍基地縮小、5千人引あげ、軍雇用員3千人を解雇」(新報)の大見出で報じているが、未だ事実報道が主体でコメントを行なうまでに至っていない。

2. タイムスは、21日たまたま開催されていた全軍労中央委員会にこの発表がもたらされ、直ちに対策の協議が行なわれたが22日中にもジャコブソン合同委員会委員長に会見を申入れることが決定されたこと。また、帰ちゆう中の上原議員も右会合に同席していたことなどを報じている。

(丁)

外務省

ソカヒ

大政事外外儀官

務務典房

次次

臣官官審審長長

能總人電厚計

儀書文會營給

國資長領移長

參調析企

外務大臣殿

參領旅移

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

電信写

958

總番号(TA) 63281
70年12月22日20時30分 沖縄主管
70年12月23日01時08分 発着米北/

外務大臣殿 高瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理

米軍兵力削減(米軍發表文)

第779号 平 至急

往電第712号に関し

本件發表文(和文/全文次の通り。)

高等半務官スポーツマンは今日、おきなわにおける米軍基地縮小と兵力再編成に関するいくつかの措置を発表した。

これらの措置は限られた予算のわく内で最も効率的な活動を維持するためとられるものである。基地縮小と兵力再編成はニクソン・ドクトリンに合致するもので、極東の全米軍部隊に関する広範囲にわたる検討と同盟国の自衛力増加など極東安保情勢に関ししん重な考慮が払われた後決定を見たものである。

これら兵力再編成と縮小に関する措置は近いうちに開始され、その大部分は1971年6月30日までに完了をする。これらの措置に伴い米軍ならびに米民間職員約5,000人が影響を受けることになるが、更に約3,000人のおきなわ人雇用員が解雇されることになる。また、軍用地

近ア長

參書近ア

經次總經國方

參賈統國

參政技二

國一理

參條協規

參條國

參政經科

軍社專

參道內外

一一

12 11 木

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

の解放がいつくかの地域で行なわれるが、これは総面積／
・000エーカーを超えることになる。

これら措置の内訳は次の通りである。

米空軍：本土ヨコタ空軍基地の第347戦術戦闘機航空団が解隊され、その資材はおきなわカデナ空軍基地に移り、第18戦術戦闘機航空団に編入される。空軍の大がかりな縮小はナハ空軍基地で行なわれる。同基地ではF-102迎撃機一飛行隊で編成された第51迎撃機航空団とC-130輸送機三個飛行隊で編成された第374戦術輸送航空団が解隊される。オンナ・ポイントにおける空軍活動も1971年6月30日までに縮小することになる。これらの決定はある意味では米国が現在直面している予算節減の結果生れたものである。しかしながら予算上の問題の外に空軍としては、安保体制の責任を全うするための能力を維持しながらその活動ができるだけ合理化し所有資源の最大活用を計るためとらざるを得ない必要措置であると強調している。ナハ空軍基地とオンナ・ポイントの縮小は米軍、米民間職員及びその家族約4,000人の移動を意味し、その大部分は米国に帰国することになる。これら空軍組織の改変は更におきなわ人雇用員の人員整理も意味することになる。カデナとナハの両空軍基地では1971年3月5日までに割当資金従業員500名と非割当資金従業員15

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

0名が解雇される。1971年5月15日までは更に両空軍基地の割当資金従業員450名と非割当資金従業員約250名が解雇される。

解雇対象となる職種は割当資金の場合は全般的となつており、非割当資金の場合はウェイトレス、メス・アテンダント及びその他雑多の職種となつてている。予算制限上必要とされる他の節減対策として割当資金従業員約1,200名の勤務時間が機能の重要度により所によつては週48時間から週40時間または44時間に短縮される。この時間短縮は1971年1月より実施される。

米陸軍：ソベ保安隊が1971年6月30日までに再編成され、米軍人ならびに米民間職員約500名の削減となる。これはまた、割当資金従業員約100名と非割当資金従業員70名のおきなわ人従業員が1971年4月1日以前に解雇されることを意味する。おきなわ人雇用員の人員整理はし事量の変更に伴う経済面調整の結果実施されるものである。

更にキャンプ・デネン基地、在ちゆう米陸軍司令部そして大方他の米陸軍部隊でも1971年1月から週間勤務時間が短縮されることになる。

米海軍：ナハ空軍基地内における海軍活動規模は予測できる将来の期間において何の変更も予定されていない。7

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

/会計年度の予算削減はタイト。ピーチ港湾施設とナハ海軍航空施設において/971年6月30日までに約115名のおきなわ人雇用員解雇を必要とする。

米海兵隊：おきなわ人雇用員約1,200名の解雇となる。大部分は/971年6月30日以前に解雇される。更におきなわ本島の中北部で海兵隊が現在借りている土地約1000エーカーを解放する。これは海兵隊基地しゆうへんに位置するいくつかの土地の総面積で各区画は大体一びつ20エーカーから300エーカーの面積からなっている。これら軍用地は海兵隊の基地機能と訓練に制限を与えることなく解放が可能となつた。

ORE：/971年6月30日までに約130名のおきなわ人雇用員が解雇される。

米国として今まで米軍の使命達成のため、そしてこの地域において米国が果すべき責任を支持して身をつくしてつとめてきた誠実な価値ある従業員を失うこととははなはだ残念である。米軍としてはもろん従来通り解雇対象者ができるだけ他の職場に再就職できるよう努力をおしまないつもりである。陸軍使命の変更により、多くの人達は陸軍部隊にきゆう取できる見通しがついている。なお、高等弁務官再雇用調整官が解雇対象者。米軍そしてりゆうきゆう政府と密接な連絡を保ちながら再就職の便を図ることになる。大

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

退解雇で職場を失う従業員は退職金、ボーナス、有給休暇りゆうきゆう政府制定の失業保険手当など諸給付を受けることになる。

(了)

- 5 -

ソカ
ヒヒ

内政事外務官
務務典房

次次

臣官審議長
儀人電厚計

儀書文会當給

國資企

參調析企

外務大臣殿

參調麻移

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

総番号(TA) 63858
70年12月26日15時50分 神奈川県
70年12月26日17時31分 発着米北/

外務大臣殿 高瀬大使 临时代理大使 総領事 代理

軍用地解放問題

第741号 略

往電第592号に関し

1. 國頭往電2。でイナミネ。ナハ市助役が言及した民政府書簡については、同書簡写し(空送する)を取り寄せチエシクしたところ。10月21日付で民政府総務部長 C O R N E R から主席あてに出されたもので、民政府は「しん重に検討、考慮中であり、決定あり次第通知する」旨の内容の文書であり、右書簡写しが10月29日付で主席より市長あてに転送されたものであることが判明した。(なお、ヨギ、ガソリンタンクについては、本書簡以外は民政府から発出された関連の文書は存在しない由。)

2. 米軍が21日に発表した軍用地返却計画のうち、アワセ地区(32エーカー)については、W A S E S T O R A G E AREA(海兵隊)がこれに該当するものと思われる。ちなみにアワセ通信施設(空軍)は全体で約597エーカーであり、若しこれを指しているものとすればそ

外務省

253

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

の一部の返却にすぎぬことになる。)本部飛行場(450エーカー)は全部の面積を示しているものと考えられ。当該施設はかつ走路の建設、土しやの採取等の形質変更が行なわれているため復元補償請求が提起されることは十分予想される。なお、同飛行場の使用ひん度は極めて低いが本年11月にかつ走路の大規模な補修工事を行なっている。

(了)

一 2 一

外務省

外政事務次官
済務 次次
監官官署監督長
監修人電厚計
監査文書開始

参議企
調査員
領移
参領旅移

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

総番号(TA) 63469
70年12月28日17時30分 沖縄発着 来北/
70年12月28日19時28分 本省
外務大臣殿 高橋大使 臨時代理大使 総領事 代理
本部飛行場

第743号 質

往電第741号2。に関し

1. 28日スズキをして照会せしめたところ、地区工兵隊担当官ホツタは、「同飛行場の返かんにつき通告を受けていないので、復元補償につき未検討である」と答えた由。
2. なお、りゆうきゅう政府土地課の調査によれば、同飛行場のかつ走路は、1950年以前に建設されたことは確実で、そのほ装工事が最近行なわれた由。

(ア)

近ア
参事近ア
次次経國方
長
参事統監
参政技二
國一理
参政統監
参政經科
通
通
文書
文書

外務省

マレキス

外政事務次官
済務 次次
監官官署監督長
監修人電厚計
監査文書開始

外政事務次官
済務 次次
監官官署監督長
監修人電厚計
監査文書開始

参議企
調査員
領移
参領旅移

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

153

総番号(TA) 21860
71年4月30日19時13分 沖縄発着 来北/
71年4月30日19時35分 本省
外務大臣殿 高橋大使 臨時代理大使 総領事 代理

在ちゅう米軍用地の解放

第460号 平

30日民政府広報局の発表によれば、在ちゅう米軍は、6月30日付で総計1247.0エーカーの軍用地を解放することに決定した由。(プレス・リリース宣達する。)右軍用地の内訳次の通り。

- (1) 空軍関係 53.07エーカー
タヌ島空軍施設 (10.99)
ミヤコ空軍施設 (24.15)
ロザタケ空軍施設 (17.93)
(2) 海兵隊関係 1193.94エーカー
本部補助飛行場 (450.63)
キヤンブ・ハンセン (96.53)
キヤンブ・ハンセン北部演習場 (43.84)
キヤンブ・ヘーダ (13.24)
キヤンブ・シムフク北部演習場 (257.76)
鹿オシナ郡やくちよ鹿地区 (234.04)
キヤンブ・コートニア (97.90)

参議近ア
次次経國方
長
参事統監
参政技二
國一理
参政統監
参政經科
通
通
文書
文書

外務省

ソカヒ

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外儀官

務務

次次

臣官宿審長最

儀總人電厚計

書文会營給

調査長

參企析調

領移

參領旅移

緯番号(TA) 22384
 71年5月4日 19時11分 伸 縱
 71年5月4日 19時21分 本 省 発着 米北
 外務大臣殿 高橋 大使 臨時代理大使 総領事 代理

軍用地開放要求

第471号 平至急

1. 4日りゆうきゅう新報は「軍用地の返かん要求しぶる。希望者はわずか12.8%」との見出しのもとに要旨次の通り報道した。

(1) りゆうきゅう政府で昨年3月軍用地の返かん要望を取りまとめたところ、15市ちょう村、540万つぼとなっていた。

(2) りゆうきゅう政府はその後更に市ちょう村に返かん要求の提出を求めたところ、4月末までに10市ちょう村235万つぼの返かん要求が新たに提出された。(リスト空送)

(3) しかし、46軍用地関係市ちょう村のうち27市ちょう村については、返かん要求を提出しておらず、りゆうきゅう政府土地業務課では提出を待っている。

(4) 返かん要求は軍用地総面積6,066万余つぼの12.8%にすぎず、行政府や民主団体の返かん要求とはうらはらに軍用地問題の複雑さを示すものとして注目される

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(5) りゆうきゅう政府は現在までに提出された要求をもとに企画局で長期経済開発計画と調整しながら具体的な計画を立てることにしているが、市ちょう村が消極的では今後の利用計画に影響することを懸念している。

(6) 返かん要求が低調なのは次の理由である。

A. 今更という気持ちが市ちょう村にある。

B. 返かん後の利用計画を独自に立案できない。本島北部や中部の一部ではもく認こう作が認められており、返かんにより減収になる。

C. 北部のへん地では米軍に賃貸することが最も効率的な土地利用形態であるという考え方がある。

D. 上記に関しりゆうきゅう政府ニイガキ土地業務課長はスズキに対し次の通り語った。

(1) 昨年3月返かん要求を取りまとめてから1年を経過し、その間部分的な返かん要望もあるので、この際全関係市ちょう村につき調査を行なつたものであり、返かん要求をとく促した訳ではない。

(2) 一部未回答のものもあるが、返かん要望のあるものについてはほぼ出そろつたものと思う。

(3) 本件は法務局長まで報告しているが、長期経済計画との関連は記者の推測と思う。

注 意

- 電 信 写
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

(4) 上記1。(6)の理由については、A. を除き記者に話したことはあるが、返かんを要求しない理由を調査したわけではなく推測にすぎない。

(了)

- 3 -